

平成24年柴田町議会第2回臨時会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒坂 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
商工観光課長	小池 洋一	君

都市建設課長	大久保 政 一 君
上下水道課長	加 藤 克 之 君
槻木事務所長	関 場 孝 夫 君
危機管理監	相 原 健 一 君
地域再生対策監	宮 城 利 郎 君
固定資産税班長	渡 辺 紀 夫 君
災害復興対策監	平 間 広 道 君
市街地整備管理監	加 藤 秀 典 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	笠 松 洋 二 君
生涯学習課長	加 茂 和 弘 君

その他の部局

代表監査委員	中 山 政 喜 君
--------	-----------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第1号)

平成24年5月25日(金曜日) 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
(宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について)
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について)
- 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について
(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について)
- 第 6 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度柴田町一般会計補正予算)

- 第 7 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 23 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 8 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 23 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 第 9 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 23 年度柴田町介護保険特別会計補正予算)
- 第 10 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 23 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第 11 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町町税条例の一部を改正する条例)
- 第 12 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 13 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 24 年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 14 議案第 9 号 平成 24 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 15 議案第 10 号 平成 24 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 16 議案第 11 号 平成 24 年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成24年柴田町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において8番有賀光子さん、9番水戸義裕君を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次の日程に入る前に、4月1日付職員人事異動について紹介の申し出がありますので、これを許します。紹介を受けた方は起立してください。それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（松崎 守君） おはようございます。

4月1日以降できょうが初めての議会ということになりますので、説明員としてこれからの議会に出席する課長について、異動のあった者について紹介いたしたいと思います。それでは、4月1日付です。

向かって右側の前列からになります。

教育総務課長笠松洋二です。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

商工観光課長小池洋一。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

子ども家庭課長永井裕。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

槻木事務所長関場孝夫。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

災害復興対策監平間広道。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

市街地整備対策監加藤秀典。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

それから、きょう欠席となっておりますが、税収納対策監として伊藤良昭の以上が4月1日付で新しい課長、そして専門監ということで拝命を受けてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

（宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について）

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同
設置規約の変更について）

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

（宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置
規約の変更について）

○議長（我妻弘国君） 日程第3、報告第1号から日程第5、報告第3号までは関連がありますので、一括して専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、大河原町外1市2町保健医療組合が、平成24年4月1日から地方公営企業法の全部適用団体に移行し、その名称を変更することに伴うもので、各規約中における当該構成団体の名称を宮城県南中核病院企業団に改めるものです。

報告第1号は、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に係るものです。

報告第2号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更に係るものです。

報告第3号は、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更に係るものです。

以上、3件の規約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項の第3項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（松崎 守君） それでは、報告書ということでごらんをいただきたいと思いますが、1ページから17ページまで報告書としてございます。今回の報告でございしますが、報告第1号から第3号まで各関係する組織の規約の改正であります。3件とも3月19日付で専決にて改正をいたしてございます。4月1日からの施行となります。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） これより、先例により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号から報告第3号までの専決処分の報告を終結いたします。

日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成23年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました第1回定例会の後に町税、地方交付税及び国県支出金などの歳入が確定し、特に震災復興特別交付税が国の災害査定の結果、約5億5,000万円減額され、9億6,242万1,000円となりました。歳出においては、特別会計繰出金の確定、災害復旧費を初めとする各事務事業費の精算によるもので、歳入歳出とも5億2,370万9,000円の減額補正となりました。

この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ136億6,711万8,000円とな

ります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） それでは、専決処分とした予算補正について説明いたします。

まず5ページ、お開きください。

総額です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億2,370万9,000円減額し、補正後総額を136億6,711万8,000円とするものです。3月の最終専決の規模としては5億円を越す大きな減額になりました。これは、災害復旧事業について国県の最終調整が行われたためとご理解いただきたいと思えます。

12ページになります。

第2表です。繰越明許費の補正。これは予算補正に伴う繰越事業費の増減です。

中段、中ほどになります。土木費で一般町道維持管理費2,000万円を越す減額。その下の雨水対策事業で同規模の増額を行っています。これは繰越事業の区分誤りの訂正です。四日市場地内の分水門工事、これを一般町道維持管理にしておりましたが、今回雨水対策事業に移行させています。そのための修正になります。

下の段の災害復旧費で約5億6,000万円の減額となっています。災害復旧事業の最終調整によるものです。

次のページ、第3表です。債務負担行為の補正ですが、これは事業費確定による予算の変更となっております。

14ページ、お開きください。

第4表です。地方債補正ですが、災害救助法により運用される災害援護資金貸付金を新たな地方債として追加いたします。変更とする6事業は見直しによる限度額の補正となります。

17ページです。

ここから歳入歳出の事項別明細になります。補正事案の多くが決定見込み、額の確定によるものですので、今回は特に歳入、災害復旧にかかわっての内容を中心に説明いたします。

まず、歳入です。17ページ。

款1項1町民税9,310万4,000円の増額補正です。平成23年度当初予算との比較では、個人町

民税では最終予算は14億716万9,000円、約2,000万円の減となります。一方で、法人町民税は約1億1,400万円増の3億1,962万5,000円となりました。

2項固定資産税、3項軽自動車税、次のページになります。4項町たばこ税、5項都市計画税、いずれも増額であり、町税全体で見れば1億7,000万円規模の増額補正を行っております。

20ページ、お開きください。

中段になります。11款地方交付税震災復興特別交付税ごらんいただきたいんですが、5億5,088万8,000円を減額しています。これは、震災復旧事業の確定によるものですが、この減額で交付税総額、復興特別交付税なんですが、9億6,242万1,000円となります。震災復旧事業の町負担分に見合う額、これを特別交付税として措置されました。災害復旧工事、工事関係分は一般会計では13億3,000万円あります。下水道会計で11億1,000万円。この国庫補助を除く地方負担分、もともとは災害起債となっていたんですが、そこにこの財源が充てられることとなります。多くは、繰越事業として平成24年度の工事となります。

23ページ、お開きください。

上段です。目3土木費国庫補助金で1億2,484万1,000円の増額となりました。これは公共土木施設災害復旧事業補助金の増が影響しています。補助率が66.7%、3分の2から、今回は83.1%にかさ上げされました。それによる増となります。

24ページです。

中ほど、中段です。16款県支出金民生費県負担金で4,024万5,000円を減額します。これも災害対策費の確定によるものです。減額後の最終予算は1億1,512万7,000円となります。

25ページです。

目3衛生費県補助金災害等廃棄物処理基金補助金で5,852万2,000円を増額します。これは倒壊家屋解体処理に係る補助金の増額となります。

27ページをお開きください。

中段、19款繰入金財政調整基金の繰り入れを3億8,248万1,000円を減額します。財政調整基金の戻しになります。同様に歳出でも基金への積み立てを行っております。合わせれば今回の補正で財政調整基金の増額は6億2,287万1,000円。平成24年度取り崩し前の3月末での残高は約10億7,000万円。町債等管理基金との合算では約12億7,000万円規模となります。ただ、平成24年度当初予算で財政調整基金、町債等管理基金から3億3,000万円を取り崩し予算編成を行っております。4月1日付予算ベースで平成24年度の現在高を言えば、約9億4,000

万円となります。平成23年度の当初が8億7,000万円ありましたので、約7,000万円の増、水準は上がっています。震災があっても増になったということについてはかなり手厚い国庫、県の対策を受けたというふうに理解しております。

29ページの下の段です。

町債です。次のページにかかりますが、目8災害援護資金貸付金で2,460万円を計上しています。これは震災被災者への援護資金の貸付予算となりますが、この原資が国県から手当てされますが、国県への返還責任は借りた人じゃなくて最終的には町が負うこととなります。その意味で国県からの借金、起債という区分分けになっております。通常の起債とは手続が大きく違うんですが、財政法上、公債の扱いになることから、今回の補正で県支出金から町債へ科目の変更を行っています。

歳出について説明いたします。31ページから歳出となりますが、支出見込み額の確定による補正となります。

33ページ、説明いたします。

中ほど、目6基金管理費3億4,189万円計上します。先ほど歳入で申し上げましたとおり、財政調整基金等への積み立てとなります。以降、2款総務費から3款民生費、これは決定見込みや額の確定による減額です。

40ページまでお願いします。

下の段、3款民生費災害救助費で1,286万5,000円を減額しますが、震災にかかわっての宿泊施設被災者受け入れ負担金の精算によるものです。太陽の村の山元町磯地区住民の緊急避難を受け入れました。延べ人数では7,340人、金額では3,600万円規模の実績となっています。

47ページお開きください。

上段です。8款土木費土木総務費で修繕料1,405万2,000円減額します。これは震災にかかわっての住宅応急修理費です。減額後、総額では約4,300万円の事業規模となっています。

49ページです。

上段、土木費目3公共下水道費繰出金を1億7,773万7,000円を減額します。戻すこととなります。これは、震災にかかわって一たん下水道に手当てした震災復旧予算なんですが、下水道のほうも補助災害復旧事業の補助率が66.7%から83.1%、かさ上げになったことにより一般財源の負担が軽減されました。その分が大きな影響をしております。

50ページです。

上段、8款土木費住宅建設費工事請負費で、1,157万4,000円を追加計上します。これは北船

岡町営住宅2号棟新築工事なのですが、県との協議の結果、平成23年度分の出来高、これが確定いたしましたその調整措置です。出来高が28.6%、事業費換算で2億2,670万1,000円が平成23年度分として支出されることになります。

最後、飛びますが、57ページです。中段、11款災害復旧費土木施設災害復旧費で5億2,886万4,000円を減額します。

歳入のところで申し上げたように、災害復旧事業の確定による予算調整となります。

以上、専決補正の詳細説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） それでは次に、災害復興対策監、説明を求めます。

○災害復興対策監（平間広道君） 57ページの土木施設災害復旧費、工事請負費の5億2,848万7,000円の減額の補足説明を申し上げます。

3月の補正で東日本大震災の地方負担分として特別交付税が措置されることから、国庫補助災害特区から外れたり漏れたりさらに余震等で被害が増加した路線など69カ所、総額約8億6,200万円を見込みまして、その時点での現計予算との執行残を勘案しまして、見込み額の8億6,200万円ではなく約半分の4億3,000万円の補正をお願いしまして、15億7,848万7,000円の工事請負額とさせていただきます。しかし、その後国と県の査定等にありまして、やはり対象条件等に合わない箇所、例えば経年劣化等の傷んだ路線等はやはり通常の維持管理であるということから、また少額災害の関係の路線が認められますので、額が多額な高額路線などは認められないということになりまして、申請しました69カ所のうち約半分の36カ所、金額につきましては8億6,200万円に達しまして6億2,000万円少ない2億4,200万円に決定されたことによります減額であります。平成23年度末の発注済み等、さらに平成24年度中に発注する見込みを勘案しまして、今回5億2,848万7,000円を減額させていただいたものであります。

減額となりますが、平成23年度までに発注数は80件を超しておりまして、そのうち41件を繰越施行中です。さらに、台風15号関係等は18カ所、今回の特別交付税の36カ所、さらに点在する小規模債等につきましてはこれから順次発注をし、着実な復旧を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については款1議会費31ページから款3民生費40ページまで、款4衛生費41ページから款9消防費51ページまで、款10

教育費51ページから款12公債費58ページまでといたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 27ページ、目2です。基金繰入金の財政調整基金に関しましてご質問いたしたいと思います。

状況的には約13億円ということで来たんですけども、現在3億6,000万円の取り崩しによりまして9億4,000万円ですか、それにしても昨年よりは7,000万円ほど増となっているという状況でございます。かねて私も旧トッコン跡地の関係で質問を二度しておりますけれども、時期的にいろいろと町長の構想の中にビジョンあるわけですけども、この財政の中で相手はやはり土地を売る方側とすればそういう面では余り時間かけられないという状況も、そういう話も聞いている現在でございます。そういうことから町長の考え方、また地権者に対するそういうことの何ていうか、考え方というとなんですけども、その辺の町長の思いというか、そういう計画的なものをどのようにお考えになっているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 12月議会で不二トッコン跡地と明確に土地の名称が出された中でのこれからの利用の仕方ということで、私そのときに覚えているのは資金繰りと将来その土地を買ってどのような利用の仕方があるのかということでございました。まず、利用の仕方については平成24年度の当初予算で総合体育館等スポーツ施設関係の見直し、それから将来の本格的な図書館の研究会の立ち上げですね、そういうものを踏まえまして8億円の財政調整基金等が確保できれば取得する方向でとお話しさせていただきました。今回のこの専決処分を認めていただきますと12億7,000万円という、瞬間風速なんですけど、一応仮決算を迎えることができました。それから当初予算で3億3,000万円取り崩しておりますので、それも合わせましても現金として9億4,000万円確保できておりますので、その議会に示した方向性は確保できたというふうに思っているところでございます。

ですから、これからはその整備計画の内容を早急に急いで、そして町民の皆さんにこういう土地の利用の仕方をしますので土地を取得する方向で、というお話をさせていただきたい。それにつきましては、地権者に当たるということになれば議会のおおむね可決ということが

想定されないと、なかなか地権者にも当たれないのかなと思っております。ですから、その辺をどのようにして確保したらいいのかということがあります。タイミングということがあるのではないかなと思っております。今、私としては議会にお示しした条件は整った。あとは議会の議決の可能性ですね。可決していただく可能性さえ確保できるのであれば、地権者のほうに当たっていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（加藤克明君） 私のほうでも地権者のほうとコンタクトをとれるときがあるわけがございます。やはりこういうふうな大きな事業、また大金の税金投入でございますから、私もそれなりの詳細について改めて、きょうじゃなく改めて質問させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） ほかに。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 17ページの歳入関係、町税ですね。個人が2,000万円の減額、法人税が1億1,400万円の増額補正ということでございますが、この要因というか原因とございますか、その内容をもう少し詳しく説明をお願いします。

ちょっと関連しますけれども、企業誘致関係で、補助とございますか、あの関係での平成23年度がどのように影響したのかなというのが気になるので、その辺ちょっと説明をお願いできないかなと思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

法人税のほうで1億1,400万5,000円、飛び飛びの5,000円ですね。補正で増額補正させていただいておりますけれども、12月に2,000万円の増額補正をさせていただいたところです。その後、法人のほうの決算が11月とか12月に一つの山場を迎えるんですけれども、そのときにある会社のほうでちょっと大きく法人申告のほうをいただきました。それから、3月の年度末にまた大きな会社が二つほど5,000万円ぐらいの申告をいただいたものですから、それを合わせまして1億1,400万円の増額補正をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 工場誘致のほう。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 工場誘致関係につきましては、現在7社に奨励金を支出しております。今後も奨励金、他市町よりも有利な奨励金で今後とも誘致を図っていきたいと考えて

ております。今回も石巻の企業ですが、柴田町に進出したいというお話もありますので、早速そちらのほうに企業誘致に行ってみたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 奨励金という形で出しているといいますが、固定資産税相当分を減税するという話もあったんですが、奨励金というのはそれも含めての話なのかどうか。金額的にはどうだったのか、お願いします。

それで、先ほどの税の収入のほうなんですけど、この法人税が3社ぐらいですか、予定よりも、予定していたのか、町として想定していたのかどうかわかりませんが、大きく申告があったということなんですけれども、これというのは平成24年度の税収ではどう見込んでいるのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 最初、企業誘致に関しての。

○商工観光課長（小池洋一君） 企業立地奨励金ということで、5社で家屋それから償却資産を合わせまして1億7,000万円ほどの奨励金を予定しています。これについては固定資産分を翌年奨励金として払い戻すということになります。これについては地方交付税で補てんされているというようなことでございます。

○議長（我妻弘国君） 税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） 固定資産税につきましては、平成23年度につきましては免除はありましたけれども、通常どおりの課税ベースで課税させていただいております。それから平成24年度につきましても今のところ調定どおり、予算どおりの歳入が見込まれております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

歳入について質疑を終わります。

次に歳出に入ります。31ページ議会費から40ページの民生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、41ページの衛生費から51ページの消防費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、51ページの教育費から58ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 二つほどお願いします。

55ページのしばたの郷土館費の中で、しばたの郷土館維持管理費が81万6,000円減額されていますけれども、これの説明をお願いします。

それから、57ページの先ほどの災害復旧費の補正、いろいろ平間対策監からご説明いただいたんですけども、ちょっと認識ができなかったのものでこれ、資料というか紙ベースで資料をお願いできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。

しばたの郷土館の維持管理費需用費でございますけれども、マイナス81万6,000円の内訳ですが、光熱水費が77万9,000円の関係、大震災等の関係と、水道料、電気料の減額、電気料がある程度節減も含めて減額となったものでございます。あと通信運搬費が3万7,000円ほど減額確定によるものでございます。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 2点目について財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 大坂議員のほうから、紙、ペーパーで説明いただきたいということですが、6月議会で、いわゆる平成24年度に繰越事業、繰越計算書という形で資料をお出しします。今最終的に災害復旧事業をどのように進めていくかというやつについて、その事業量、事業内容についてはその繰越計算書の報告でもって議会のほうにお伝えしたいと思って今調整を進めているところです。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 今答弁いただいた答弁書でも結構ですので、ちょっといっぱい含んでいの中で書き切れなかった部分もあるのでいかがでしょうか。6月にならないと出ないということでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁求めます。

○災害復興対策監（平間広道君） 先ほどの説明しました資料を後でお渡しすればよろしいでしょうか。

○議長（我妻弘国君） そうしてください。

ほかに質疑ありませんか。

これより、これで終わりか。

これで、歳出の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険税、国県支出金、療養給付費交付金等の額の確定見込みによるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費等の確定見込みによるものであります。歳入歳出とも2億6,666万1,000円を増額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億271万3,000円とするものであります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書の67ページをお開きください。

平成23年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条関係ですが、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億6,666万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億271万3,000円とするものでございます。

続きまして、71ページをお開きください。

債務負担行為補正、変更1件です。国民健康保険税電算処理業務委託料の確定で限度額の減額補正により補正後の限度額は868万4,000円となります。

続きまして、74ページをお願いいたします。

歳入です。主な項目だけを説明させていただきます。款1項1目1一般被保険者国民健康保険税5,199万9,000円の増。目2退職被保険者等国民健康保険税1,285万4,000円の増。合計の補正額は75ページになりますが、6,485万3,000円の増額補正となりますが、歳入実績によるものでございます。

次に、款3項1目1療養給付費等負担金1億620万4,000円の増ですが、国庫負担金として療養給付費等負担金から後期高齢者支援金分まで、いずれも交付決定による増額補正です。

次に、款3項2目1財政調整交付金3,896万9,000円の増ですが、国庫補助金として財政調整交付金から老人保健医療費拠出金、財政調整交付金まで、いずれも交付決定による増額補正です。

次に、76ページをお願いいたします。

款4項1目1療養給付費交付金3,287万4,000円の増ですが、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職者医療費分の交付決定による増額補正です。

次に、款6項2目1財政調整交付金1,954万7,000円の増ですが、1号交付金療養給付費に対する県補助として1,379万9,000円の増。2号交付金医療費適正化事業等に対する県補助として574万8,000円の増。いずれも交付決定による増額補正です。

次に、77ページをお願いいたします。

款9項1目1一般会計繰入金650万7,000円の減ですが、これは町からの繰入金としてそれぞれ事業確定による減額補正となります。

次に、一番下の款11項3目1一般被保険者第三者納付金686万8,000円の増ですが、交通事故による保険会社からの収入確定による増額補正です。

続いて、79ページから歳出となりますが、ほとんどが事業や事務費の確定による補正の増減ですので、主な項目だけを説明いたします。

初めに80ページをお願いいたします。

款2項2項1目1一般被保険者療養給付費2億5,094万2,000円の増、目2退職者被保険者等療養給付費4,406万3,000円の増ですが、国県支出金等の収入増分をこれらの給付費に充当したものでございます。続いて、目3一般被保険者療養費から目5審査支払手数料までの減額補正につきましては、それぞれ事業費確定によるものでございます。

次に、81ページをお願いいたします。

款2項2目1の一般被保険者高額療養費から目3一般被保険者高額介護合算療養費までの減額補正につきましては、それぞれ事業費確定によるものでございます。

次に、款2項4目1の出産育児一時金765万円の減及び次ページ、目1葬祭費40万円の減額につきましては、それぞれ事業費確定によるものでございます。

次に、款3項1目1後期高齢者支援金及び款6項1目1介護納付金につきましては、財源組み替えとなります。

以上、主な項目だけの説明となりましたが、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 81ページの一番下のほう、出産育児一時金、補正額が2,500万円で補正が760万円というのはかなり大きいんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 当初60件を見込んでいたんですけれども、出生率が低いということもあると思うんですけれども、結果的には42件の補正となりまして765万円の減額となりました。（「42件」の声あり）最終的には42件の出産育児一時金の支給となりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○11番（大坂三男君） 平成24年度は何件予定していますか。これどんどん減っていくと最後はゼロになるということになっちゃう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 50件を予定しております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 80ページの保険給付費、一般被保険者療養給付費とその下の退職被保険者等療養給付費のこの伸びなんですけれども、これは当初、予算当初から想定して想定内、想定外だったのか、お考えをお聞きます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） 増額分という意味では想定内でしたが、金額的に2億5,000万円、例えばここで充当させていただくんですけれども、そういう意味では予想以上の収入が入ったと考えています。ただし、この金額については平成24年度で精算になりますので、返す分も実績の中で出てくると思います。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問ありますか。再質問どうぞ。

○17番（白内恵美子君） 返す分というのはどういうことですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○健康推進課長（大場勝郎君） ことしの平成23年度仮決算では、最初の一般被保険者療養給付費については21億7,600万円くらいになるんですけれども、これはあくまでも、失礼しました、実績は、済みません、こちらの最終見込みが予算上は最終上の予算は24億5,296万9,000円になるんですね。最終的に一般被保険者療養給付費なんですけれども、国県の支出金が多かったためそれが多くはなるとは思っていたんですけれども、それ以外に、以上だったためにその差額として充当した分を考えますと実質21億7,600万円くらいになりますので、充当分が2億7,600万円くらいが国県支出金として多かった分ということになります。それで、国県支出金の精算があるということです、済みません。歳出のほうでなくて。平成24年度の歳入のほうで国県支出金の精算があって返すということです。そういうことになります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日第程 8 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（平成 23 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第 8、議案第 3 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 3 号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、歳入につきましては災害復旧事業の補助率確定による国庫補助金の増額、それに伴う一般会計繰入金及び災害復旧事業債の減額並びに鷺沼排水区雨水整備業務委託費確定に伴う負担金の減額であります。

歳出につきましては主に汚水管理費、公共下水道建設費及び災害復旧費の事業費確定によるものと、一時借入金利子の減額で歳入歳出とも1,290万1,000円減額補正するものです。これにより補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ24億2,913万2,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（加藤克之君） それでは、補足説明をさせていただきます。

89ページをお開きください。

平成23年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,290万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,913万2,000円とするものです。

92ページをお開きください。

地方債の補正であります。災害復旧事業の補助率が83.1%で確定したことにより、補助残額

に対する8割を震災復興特別交付税措置分、残りの2割が地方債の対象として認められることから、最終的に補正後の地方債限度額を3,990万円とするものです。

95ページをお開きください。

歳入です。3款1項2目災害復旧事業補助金2億347万9,000円の増額補正ですが、最終的に補助率は83.1%と決定しました。このことから、通常の補助率66.7%で計上していた補助金の差額分2億347万9,000円を補正させていただきました。

4款1項1目他会計繰入金1億7,773万7,000円の減額補正については、災害復旧事業の補助率がかさ上げになったことに伴う一般会計繰入金の減額となります。

6款3項1目雑入114万3,000円の減額補正であります。鷺沼排水区雨水整備計画委託の事業費確定に伴って大河原町からの業務委託負担金を減額するものです。

7款1項3目災害復旧事業債3,750万円の減額補正は、地方債で説明したとおり補助率かさ上げに伴う減額補正です。

96ページをお開きください。

歳出であります。1款1項2目347万6,000円の減額補正は、11節需用費の中の修繕料並びに16節工事請負費の個人申請によって設置する公共汚水桝設置工事の事業費確定に伴う減額補正です。

2款1項1目公共下水道建設費417万8,000円の減額補正は、主に13節の委託料の精算に伴う減額並びに15節工事請負費の事業費確定に伴う減額補正となります。

97ページをお願いいたします。

4款1項2目公債費利子389万5,000円の減額補正は、地方債利子並びに一時借入金利子の事業費確定に伴う減額補正です。

5款1項1目下水道災害復旧費118万1,000円の減額補正については、それぞれ事業費確定に伴う減額補正です。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第9 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、保険料の増額見込みと歳入項目の修正による繰入金の増額及びその他一般会計繰入金金の減額などが主なものでございます。

歳出につきましては、事業費確定見込みによる一般管理費の減額と予備費の増額で歳入歳出とも98万4,000円を増額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ20億6,518万7,000円とするものです。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細についてご説明いたします。

議案書105ページをお開きください。

平成23年度柴田町介護保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算につきましては、保険料や事業費の確定によりまして、歳入歳出それぞれ98万4,000円を増額、歳入歳出総額そ

れぞれ20億6,518万7,000円とするものであります。

110ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。款1 保険料の補正額138万9,000円の増額は、第1号被保険者の保険料確定見込みによる計上でございます。

款2 使用料及び手数料の4万5,000円の増額は、第1号被保険者保険料督促手数料の確定見込みによる計上でございます。

款4 支払基金交付金の6万4,000円の増額は、地域支援事業支援交付金の確定見込みによる計上でございます。

款6 財産収入の1,000円の減額は、介護給付費準備基金利子の確定見込みによる計上でございます。

款7 繰入金の51万円の減額は、財源更正と事務費繰入金及びその他一般会計繰入金の確定による補正でございます。

款9 諸収入の延滞金1,000円、預金利子1,000円、第三者納付金1,000円の減額は、それぞれ確定見込みによる補正でございます。

次のページをごらんいただきます。112ページになります。

歳出でございます。款1項1 総務管理費20万7,000円の減額については、介護予防ケアマネジメント体制強化支援事業費、臨時雇用でございますが、確定による補正でございます。

款8項1 予備費、今回の増額補正として119万1,000円を整理しておりますが、これについては歳入調整のため歳出予算計上額を予備費としたものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第10 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の主な内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定見込みによるものでございます。歳入歳出とも94万円を増額補正するものであります。

補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億9,146万4,000円となります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（大場勝郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書117ページをお開きください。

平成23年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億9,146万4,000円とするものです。

続いて、120ページをお開きください。

初めに歳入です。款1項1目1特別徴収保険料68万4,000円の減、目2普通徴収保険料162万4,000円の増。合計で94万円の増額補正ですが、これにつきましては現年度分保険料の最終見込みによるものでございます。

次に、歳出です。款1項1目1一般管理費5万4,000円の減ですが、通信一般費郵便料の確

定によるものでございます。

次に、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金99万4,000円の増ですが、保険料の増額に伴って広域連合への納付金を増額補正するものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

ただいまから休憩します。

再開は10時45分になります。

午前10時32分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（我妻弘国君） **再開いたします。**

日程第11 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

（柴田町町税条例の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号専決処分の承認を求めることにつ

いての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、柴田町町税条例の一部改正を行い、同日付で専決処分したものでございます。

改正の主な内容は、固定資産税及び都市計画税関係について、平成24年度の評価がえに当たり、原則として従来の土地に係る負担調整措置を平成24年度から平成26年度まで継続すること、住宅用地に係る据置特例については不公平是正の観点から廃止することなどの改正であります。

以上の条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） それでは、議案第6号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま、提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、原則として平成24年4月1日から施行されたことに伴い、今回、町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

改正内容の主なものといたしましては、公的年金等の所得税の源泉徴収において寡婦控除が反映されることに伴う改正と、平成24年度は3年に一度の固定資産税の評価がえに当たることから、それに伴う年度の更新と平成23年12月に改正された東日本大震災による復興支援税制に係るもので、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例などの改正であります。

それでは、議案書125ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。柴田町町税条例（昭和32年柴田町条例第56号）の一部を改正する条例です。改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。今回の改正は地方税法等の改正に伴う項ずれや号ずれによる改正が含まれておりますことから、主要な改正条文等について改正後の欄により説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

32条、36条の2町民税の申告の第1項につきましては、平成25年から公的年金等の所得税の

源泉徴収において寡婦控除が反映されることとされており、寡婦控除を受けようとする場合に公的年金等支払報告書に寡婦控除の欄が設けられることから、申告書の提出が不要となり寡婦控除額の文言が削除されるものです。

125ページから126ページにかけましての、第54条固定資産税の納税義務者等の第7項につきましては、項ずれによる改正であります。

附則になります。第10条の2附則、法附則第15条第2項第6号及び第10号の条例で定める割合につきましては新設条項となりますが、第1項は下水道除外施設の特例割合を4分の3とするもので、第2項は雨水浸透貯留施設の特例割合を3分の2とするものです。

第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の規則の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、項ずれによる改正となります。

127ページになります。

第11条土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意味につきましては、平成24年度は3年に一度の固定資産税の評価がえの初年度に当たることから、負担調整措置の適用年度の更新と引用条項の項ずれによる改正となります。

第11条の2平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例につきましては、下落修正規定の適用年度の更新と文言の改正であります。

128ページになります。

第12条土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、評価がえに伴う宅地等の負担調整措置の適用年度の更新が主な改正となりますが、改正前の第4項の住宅用地に係る据置特例を廃止する改正となり、これによる項ずれによる改正と負担調整措置の年度更新の用語の変更となります。

131ページになります。

第13条農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、評価がえに伴う負担調整措置の適用年度の更新に伴う文言の改正となります。

第15条特別土地保有税の課税の特例につきましては、先ほど附則第12条において改正前の第4項の住宅用地に係る据置措置特例が削除されたことから項ずれによる改正となり、特例措置の適用年度の更新についても固定資産税に合わせた改正となります。

132ページになります。

第17条宅地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の適用の特例につきましては、先ほど説明いたしました第12条の固定資産税の特例と同様の改正内容となり、評価がえの宅地等の負担調整措置の適用年度の更新が主な改正となりますが、第4項は住宅用地に係る据置特例を廃止する改正となり、これによる項ずれと負担調整措置の適用年度の更新に伴う用語の変更の改正内容となります。

135ページになります。

第18条農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例につきましては、先ほど説明の13条と同様に評価がえに伴う負担調整措置の適用年度の更新に伴う文言の改正となり、第18条の2につきましては項ずれによる改正であります。

136ページになります。

第19条読みかえ規定につきましても引用条項の項ずれによる改正であります。

第25条の2旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては新設の条項となりますが、特例民法法人から一般社団や財団法人に移行した法人のうち非営利型法人に該当することやその他政令等で定める要件に該当する特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園、図書館、博物館に係る固定資産税の非課税措置を規定する際に、特定移行一般社団法人等から町長に提出させる書類を規定するものです。

137ページになります。

第26条の2東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例につきましては新設条項であります。平成23年12月に改正されました東日本大震災に係る復興支援税制に係るもので、第1項は東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る権利を譲渡した場合の分離譲渡所得に係る読みかえを規定するもので、震災特例法第11条の6の規定により申告猶予期間が通常3年であるところを7年に延長するものです。

138ページ下段の2項につきましては、第1項の適用する条件を規定するものです。

139ページになります。

第29条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例につきましても、前条と同様に東日本大震災による復興支援税制に係る改正で、第1項は適用法律名変更に係る文言の整理と引用条項の項ずれによる改正です。

140ページの第2項は新設条項となり、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用がある場合の個人住民税に係る規定の読みかえを規定するものです。

改正条例の附則になります。

第1条は施行期日の規定になり、この条例は原則として平成24年4月1日を施行期日とするものですが、冒頭に説明いたしました第36条の2第1項ただし書きの改正規定と、次の条項になりますが、改正条例附則第2条第1項の規定につきましては施行期日を平成26年4月1日とするものです。

第2条町民税に関する経過措置になります。第1項は先ほどの第1条施行期日で説明いたしました改正後の第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の住民税について適用するとするものです。

第2項は、改正後の第27条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の住民税について適用するとするものです。

第3条固定資産税に関する経過措置になります。

第1項は、改正後の規定は原則、平成24年度以後の固定資産税について適用するものです。

第2項は、改正後の附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された下水道除外施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用するとするものです。

141ページになります。

第3項は、改正後の附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された雨水浸透貯留施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用するとするものです。

第4項は、改正前の附則第12条の第2項及び第4項の規定は住宅用地に係る据置措置特例を廃止しているところではありますが、負担水準90%以上の住宅用地の平成25年度及び平成24年度及び平成25年度の固定資産税については据置措置特例を存置し、効力は有するとするものです。

読みかえ内容は、次に説明いたします第5項を含め、表の形で記載させていただいております。

第5項は、前項の平成24年度及び平成25年度における住宅用地に係る据置特例の経過措置に、改正後の条例の規定において文言の読みかえを行うものです。

142ページになります。

第4条都市計画税に関する経過措置になります。改正内容はただいまご説明いたしました附則の第3条の固定資産税の経過措置の第3項及び第4項で説明した内容と同様の改正内容と

なり、読みかえ内容も同様の表の形で記載させていただいております。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。**

○3番（佐久間光洋君） 今回、固定資産税の納入の通知が参っております。その中に通常の割賦と青色とピンクだったか、お知らせのやつが入っておりました。一つは東日本大震災に関するものだったと思います。それともう一つは、この意味がよくわからないんですけども、激変緩和措置みたいな文言があったように思いますけれども、お知らせというのは今回の条例の改正とかかわるものなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

本来は、固定資産税の場合は3年に一度の評価がえということで、評価が本来は、今までは右肩上がりでこう上がってきたのを一度に上がると激減する、激変するので、3年間こういうふうに階段状に上がって行って負担調整というものをういて少しずつ上げていきたいと思いますということなんですけれども、平成6年の評価がえまでは本則課税といいまして、こういうふうに階段が追いつく形で評価がえがなされてきたんですけども、平成6年の評価がえからはバブルで評価のほうがぐんぐん上がっていった。ところが皆さんに負担していただく水準はそういうふうに上げていくわけにいかなかったんで、追いついていかなかったということで、ここのところ、今でも一生懸命追いかけている格好になっているんです。評価を落としてきているんですけども、なかなかそこがまだ先ほど言った割合が90とかにしかいっていませんので、今回もそこまで、本来は本則課税の100まで届きたいところなんですけれども、激変緩和ということで、90とかの水準で皆抑えさせていただいているというところであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 中身の説明は今わかったんですけども、それとこの今回の条例の改正とは関係があるのですかという質問だったんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

今の説明いたしました内容が今回の改正で、要するに80%を今回90まで上げましたけれども、平成26年度に追いつくように今その調整をしているところなんですけれども、またことしに下落が、評価の下落等があればまた落としますけれども、という説明になります。今回の改

正内容に全部含まれております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。15番加藤克明君。

○15番（加藤克明君） 町長の提案理由にもありましたけれども、税の公平性というかそういうことでありましたけれども、まず私一番感じるのは、固定資産税、また都市計画税の評価なんです。例えば市街地と市街地外の評価は違うと思うんですけれども、その路線引きで税を賦課するんですけれども、その辺のかみ合わせってどういうふうなことなんでしょうね。ちょっとわかりにくいんでしたら、市街地と市街地外の評価、税率は100分の何%とかがあってありますけれども、その見方あるんですよね。わからないですか、まだ。いいですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

固定資産税の評価につきましては、その今お持ちの土地の駅からの駅勢圏の距離とかその周辺に商店街がどれだけあるとか、それから住宅の張りつきぐあいがどうか、要するに熟成度ですね、その住宅の。そういうことで、交通網、駅も言いましたけれども、バスとかいろんな公共交通機関がどれだけ走っているかということで、そのほかにも下水道の完備、ガスの配備とかいろんなものが総合的に勘案されて評価がなされる場所なんですけれども、当然市街地でそういうふうなものが満たされている地区と市街地外の、柴田町はその他の区域という格好になるんですけれども、都市計画区域外の、例えば五間堀から上の方ですと、そういうことの整備がありませんので当然都市計画税がかからないような格好になっておりますので、そのような評価をさせていただいているところです。

○議長（我妻弘国君） わかりましたか。再質問、はいどうぞ。

○15番（加藤克明君） 十分にわかりましたけれども、課長言うように未整備、先ほど私単純に市街地と市街地外と言いましたけれども、市街地では未整備ということがいっぱいあるかと思えます。市街地外ですと特別下水も来ないし、別に土側溝だしそんなことでは気にはしないんですけれども、そういう観点から評価委員の方々がどのようなことでそういうふうな、というふうなお聞きをしたかったということがあります。でも今後そういう面はもっとわかりやすく何かの形ですべきだと私は思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） ということなんですけれども、税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） お答えいたします。

色塗りされているところというか、都市計画区域の住居区域とか商業区域とか工場地区とい

うことで色塗りされているところにつきましては、都市計画に関する下水道の整備とかいろんなものさまざまな特例が入っておりますので、それだけ当然評価は高くなります。色塗りされていないところ、議員さんお住まいのところとか、大変申しわけないんですが、色塗りから除外されておりますので、そういうところにつきましては市街地整備の計画等があった段階でいろんな、これからもっともっと評価は高くなるかと思えます。ですから、評価のところではそういうふうなところでの格差はつけて評価させていただいているところです。

以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問どうぞ。

○15番（加藤克明君） 私の地域はいいんで、私の周りはいいいんですけれども、特別ね、余り開発されても大変。ただ心配なことは、農地を手放したい、宅地を手放したい、そういう方々が非常にふえています。それで、当然格安ですよ。買う人もいない、そういう本当にこの町、町だけでないですけれども、そういう観点から非常に土地の何ていうか、保有するのも大変だと。大体10アールで50万円とか30万円とかなんですよね、水田の場合。だから本当に農業も含めていろんな角度から見た場合に、町の中身もそういう状況等もやはり議会でもみんなも知るべきだと思うし、そういうことも含めてお話ししたわけでございます。これは答弁結構でございます。私の、地域は別に気にしないでくださいね。お願いします。

○議長（我妻弘国君） わかりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第12 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例の一部改正を行い、同日付で専決処分したものであります。

改正の内容は、譲渡所得に係る特例のうち、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限について、震災特例法に基づき通常3年であるところを7年に延長するものです。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） それでは、議案第7号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま、提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は地方税法等の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、いずれも原則として平成24年4月1日から施行されることに伴い、今回、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

それでは、議案書149ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。柴田町国民健康保険税条例（昭和31年柴田町条例第54号）の一部を改正する条例です。今回の改正は、新設条項のみとなりますので、改正後の欄を使いましてご説明をさせていただきます。

改正附則になります。第16条東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例です。先ほど可決いただきました柴田町税条例の一部を改正する条例の新設され

ました附則の第26条の2 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例の第1項と同様の改正内容となり、東日本大震災による復興支援税制により東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る権利を譲渡した場合の分離譲渡所得に係る規定の読みかえを規定するものです。震災特例法第11条の6の規定により、申告猶予期間を通常3年であるところを7年に延長するものです。

附則になります。この条例は平成24年4月1日から施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第7号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。**

日程第13 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度柴田町一般会計補正予算）

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成24年度柴田町一般会計補正予算の内容は、北船岡町営住宅2号棟新築工事が大震災の影響により大きくおくれたため、出来高精算により平成23年度事業費の減額を行いましたが、平成24年度分の工事の継続的な実施を行うには速やかな事業費の確保

が必要であることから、歳入歳出とも3億3,214万3,000円を増額補正するものでございます。

この増額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ126億2,742万3,000円となります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 専決の補正予算、説明いたします。

155ページお聞きください。

補正予算の総額となります。この補正は提案理由で申し上げたとおり北船岡町営住宅2号棟新築工事について、平成23年度分の出来高確定により平成23年度事業の残り分、これを平成24年度に移行させる予算措置となります。平成23年度分は3月の補正と先ほどの専決補正で整理しましたが、平成24年度予算については事業を継続しておりまして4月1日付の予算措置が必要となります。そのための専決となりました。

歳入歳出の事項を説明いたします。159ページです。

歳入ですが、19款繰入金財政調整基金から14万3,000円を繰り上げます。これは財源調整のための措置です。

22款町債3億3,200万円の追加は、平成23年度から移行させた起債財源となります。

歳出では8款土木費住宅建設費で工事管理業務委託料545万3,000円、工事請負費3億2,669万円を計上します。

以上が詳細説明です。よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第14 議案第9号 平成24年度柴田町一般会計補正予算

日程第15 議案第10号 平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

日程第16 議案第11号 平成24年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第9号平成24年度柴田町一般会計補正予算、日程第15、議案第10号平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、日程第16、議案第11号平成24年度柴田町水道事業会計補正予算の3カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第9号平成24年度柴田町一般会計補正予算、議案第10号平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第11号平成24年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、児童手当法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、既定の子ども手当関連予算の一部を児童手当に組み替えるものであります。

一般会計については、組み替え後の補正額は227万円の増額となり、補正後の予算総額を126億2,969万3,000円とするものです。

公共下水道事業特別会計については、組み替え後の補正額は18万円の減額となり、一般会計繰入金を減額補正するものです。これにより補正後の予算総額は13億4,154万7,000円となります。

水道事業会計については、収益的収入の補正はなく、収益的支出について子ども手当を30万円減額し、児童手当を同額増額することから、予算総額の増減はございません。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足説明です。本議案は、提案理由で申し上げたとおりこれまでの

子ども手当予算を児童手当に組み替える補正予算ということになります。6月から支給になりますので、6月定例会では間に合わず本臨時会での上程となりました。職員手当等の追加補正となりますので、一般会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計に影響します。

歳入について説明いたします。

議案書167ページをお開きください。

15款国庫支出金、16款県支出金で子ども手当負担金から児童手当負担金へ組み替えを行います。3段目になりますが、民生費県補助金で210万円の追加計上いたします。これは児童手当に切りかわることによる事務システム変更等の財源となります。基金の繰入金17万円は財源の調整です。

歳出について説明いたします。

168ページから始まりますが、168ページ、169ページは職員手当と児童手当の計上です。

170ページごらんください。

3款民生費児童措置費で子ども手当、児童手当にかかわる歳出の調整を行います。13節の委託料、児童手当に切りかわることによる事務システムの経費の計上です。扶助費では子ども手当から児童手当に変更するほか、括弧で職員分としてありますが、これが町職員分なんです。別扱いとして1,027万円を扶助費から減額します。この分については職員手当からの支給となります。以降、173ページまで関係科目での児童手当の計上を行います。

以上が一般会計の詳細ですが、175ページから公共下水道事業特別会計、181ページから水道事業会計、いずれも所要科目歳出で職員手当と児童手当を計上しております。内容については一般会計と同様のもので、詳細説明は省きます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号平成24年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号平成24年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付された事件はすべて終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成24年柴田町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年5月25日

議 長

署名議員 番

署名議員 番